

公益財団法人福島県国際交流協会役員及び 評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県国際交流協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員 定款第26条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤役員 定款第26条第2項に基づき置かれる専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員 定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、報酬及び期末手当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員への報酬等の支給)

第3条 協会は、定款第32条第1項の規定に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 前項に定める報酬等の額は、年額800万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。
- 3 報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等により控除する額等支給に関する詳細は、協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける常勤職員の例による。

(非常勤役員への報酬の支給)

第4条 協会は、定款第32条第2項の規定に基づき、非常勤役員の理事に対して特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、定款において定められた総額の範囲内で、講師及び執筆に関する報酬を支給することができる。

- 2 前項に定める非常勤役員の理事の報酬の額は、評議員会が別に定める。

(費 用)

第5条 協会は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用について、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 役員及び評議員に支給する旅費の額は、福島県旅費条例の例による。
- 3 協会は、常勤役員に通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給方法は給与規程の適用を受ける常勤職員の例による。

(公 表)

第6条 協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月4日から施行する。

「公益財団法人福島県国際交流協会 役員及び評議員の
報酬等並びに費用に関する規程」に基づき評議員会に
おいて別に定める報酬等の支給の基準

- 1 規程第3条第2項に基づき同条第1項に定める常勤役員小檜山均の職務執行の対価として支給する報酬等の額は、年額6,864,000円とする。
- 2 規程第4条第2項に基づき同条第1項に定める非常勤役員の理事の報酬の額は、次のとおりとする。
 - (1) 非常勤の理事に講師を委嘱した場合

1回につき	10,000円
-------	---------
 - (2) 非常勤の理事に原稿執筆を依頼した場合

3,000字未満	5,000円
3,000字以上	10,000円

附 則

- 1 この基準は平成29年4月1日から施行する。